

3. 韓国的労使関係の歴史的・文化的背景

(1) 集団主義と門中

韓国における集団主義の歴史的・文化的起源は門中から見出すことができる。すなわち、日本の家型組織と対比できる門中は、所属と契約の概念を同時に含む「個人本位集団主義」を生み出した歴史的・文化的源

である。

(2) 韓国的労使関係の源流としてのモスム

農業を基盤とする門中では、モスムと呼ばれる被雇用層があった。モスムは契約による賃労働者の性格が強かった。私は、この伝統的雇用形態における契約意識が現在の労使関係における個人主義意識を生み出した、と見ている。

IMF体制下における韓国の労働法改革と労使関係

林 和彦（日本大学）

1 報告の趣旨

韓国では、1997年3月および1998年2月に労働法の大きな改正（改革）が行われた（以下それぞれ、97年法および98年法という）。折しも韓国経済は1997年初頃より危機的状況に陥り、97年末にはIMFの資金支援を受け、「朝鮮戦争以来の国難」（金大中大統領）に直面し、現在もその管理の下におかれている。98年法は文字通りIMFの「構造調整プログラム」の一環としてなされた改正であったが、97年法についても、成立当時すでにいくつかの有力財閥が経営危機に陥るなど、実質的にすでにIMF体制に向かっていた。こうした状況の下で、本報告は、97年・98年労働法改革の意義を考察し、それが韓国労使関係に及ぼす影響を検討しようとするものである。

2 労働法改革の経過と内容

1960年代初頭から80年代中頃までの20数年間、朴・全政権のいわゆる「開発体制」（「権威主義体制」あるいは「開発独裁」ともいわれる）のもとで、労働法は事実上基本政策たる経済開発政策に従属する「開発法」としての性格を有し、労働組合への過度な法的規制により「団結の自由」は大きく制限されていた。いわゆる「三禁」（複数組合の禁止、「労働組合の政治活動禁止」、「労使関係への第三者介入の禁止」）は開発体制下の韓国労働法の象徴であった。

80年代中頃に至って輸出志向工業化によるめざましい経済発展を背景にした労働者の分配要求（政治的には民主化要求）に対して、与党はいわゆる「民主化宣言」（1987）によって対応し、それに沿って労働法においても若干の改正が行われた（1987年改正法）。しかし懸案事項であった「三禁」は労使の対立が厳しくて手つかずであった。

10年後の97年法は、集団的労働法の分野では「三禁」を解除し、国際労働基準に依拠して「団結の自由」を確立したほか、個別労働法では「変形労働時間制」、「整理解雇制」が導入された。だがこの時期すでに韓国経済は、有力財閥が経営危機に陥っていたほか、タイに端を発した通貨危機が韓国にも波及して深刻な通貨・金融危機を引き起こし、ついに97年末に韓国はIMFから緊急資金援助を受けることになった。それと引換に韓国政府は、「緊縮政策」、「金融改革」、「経営改革」および「労働市場の柔軟化」を柱とする「構造調整プログラム」の実施を求められ、その一環として98年2月に労働法が改正され、「整理解雇制の改正（規制緩和）」や「労働者派遣法」の制定などが行われた。いわゆる「三制」（整理解雇制、変形労働時間制、労働者派遣制）の実現である。

3 労働法改革の意義と評価

97年法の最大の意義は、「三禁」の解除に象徴されるように労働法の分野において開発体制の清算を図っ

たことにある。国際労働基準に対応し韓国労働法史上はじめて「団結の自由」実質的に保障し、アジアでは（日本とともに）先進国型の労働法を形成した。それは「経済発展」とその政治的表現ともいべき「民主化要求」の成果であり、一言でいえば開発体制の成果であった。

しかし韓国の労働法改革は韓国だけの問題ではない。周知のように、今日、世界を席巻する「民主化」「経済の自由化（規制緩和）・グローバル化」の大波を受けて、「国家主導の経済運営」と「権威主義的支配」を本質とする開発体制の存続はもはや困難な状況にあり、その清算・克服は労働法の領域においても不可避の課題となっている。韓国は、97年法による「三禁」の解除と「団結の自由」の保障によって「民主化」の流れに対応し、97年法および98年法による「三制」の実現は「経済の自由化・グローバル化」への対応であった。こうして韓国は労働法の分野における開発体制の清算を「民主化宣言」から10年をかけて実現した。おそらくこれは異例の早さと見るべきであろう。経済開発に成功した他のアジアの開発体制の国あるいは開発体制を克服・継承した国・地域においても労働法の分野で開発体制の清算が求められようが、韓国の経験は一つ

の指標となる。

だが韓国が「民主化」「経済の自由化・グローバル化」に対応し、先進国型の「団結の自由」を保障したとはいえ、そのことは労働法がすべて西欧式に収斂していくということではない。韓国（あるいはアジア的）な特徴はなお97年・98年法においても引き継がれている。

4 労働法改革の労使関係への影響

97年法・98年法は、事実上 IMF 体制の下で行われた労働法改革であるが、それが今後韓国の労使関係に及ぼす影響として考えられるのは、まず第一に、開発体制を克服し（OECD に加入し）、国際労働基準を導入した（「団結の自由」の保障）ことは、労使関係の法的仕組みとしてもはや後戻りが許されないことを意味するが（開発体制下では政権の都合で労働法は目まぐるしく変更された）、そのことが長期的に見れば労使関係の安定化に寄与するであろう。そして第二に、労使関係への国家の直接的介入の後退と三者構成主義の拡大、第三に協調的・現実的労使関係の形成を指摘することができる。

金大中政権の経済政策

—通貨危機と DJ nomics の思想的背景—

高 龍秀（甲南大学）

1. 韓国通貨危機の分析視角

（1）初期のアジア通貨危機の原因をめぐる論争

①通貨危機を招いたアジアの crony capitalism が根本原因とする IMF など。

：借り手責任。→「IMF の構造調整が必要」

②過剰な資本流入から過剰な資本流出に急変した、不安定な国際資本移動が問題。

←98年夏のロシア通貨危機からブラジルへの波及、LTCM の破綻と米国への波及。

：貸し手責任。→「短資移動規制・ヘッジファンド規制」

（2）韓国通貨危機の原因：

- ・国内問題（財閥・金融機関の過剰借入）と国際金融問題（先進国金融機関の過剰融資）を総合的に分析する必要がある。

- ・国内問題（財閥・金融機関の過剰借入）のみを強調すると、90年代中期までの成長を説明できない。→90年代中期までの成長と97年の通貨危機を共に説明する視角が必要。